

農整第 667 号
平成 29 年 2 月 24 日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省より「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（平成 29 年 2 月 10 日付け国地契第 63 号ほか）が通知されたことに伴い、農林水産部においても下記のとおり運用することを部内関係機関に通知したので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

記

1 特例措置の内容

「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 29 年 2 月 10 日付け 28 農振第 1836 号）により平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、平成 28 年 2 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 4.1% 上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置（1）、（2）を定め、工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うこととした。

特例措置（1）

・平成 29 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の算出にあたって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

特例措置（2）

・平成29年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月17日付け農企第43号、農整第79号）1.（1）及び2.から8.まで（5.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

2 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。